#### 富合町

# 都市計画区域は

# 現状のまま!

# 協議第37号 都市計画の取扱い

- ■都市計画区域
- 都市計画区域区分

提案がありました。 現状のまま新市に引き継ぐものとして、

#### 富合町 下水道

# 普及率を早急に向上

## ありました。 ▼協議第38号 下水道事業の取扱い 次のとおり取り扱うものとして、提案が

■下水道計画



と最終年度を合わせるよう計画的に推進 に向上させるため、熊本市の下水道整備 します。 富合町の下水道整備は、普及率を早急

■下水道使用料

合併時に熊本市の使用料に統合します。

例:20㎡使用の場合 熊本市 富合町 3 2、 240 円 150円

#### 富合町 上水道

地区営水道を町営化へ 上水道を計画的に整備

次のとおり取り扱うものとして、提案が 協議第39号 上水道事業の取扱い

ありました。

営化を図り、合併時に新市に引き継ぎま ■地区営水道(簡易水道) 合併までに未整備(給水)地区も含め町 富合町の地区営水道(簡易水道)は、

る町営簡易水道料金を新市に引き継ぎま 合併直後の水道料金は、今後設定され

### ■上水道事業

画的に整備を進めます。 い、上水道整備計画を策定したうえで計 合併後速やかに富合町の現地調査を行

■簡易水道組織・補助金

町営化するため廃止します。 富合町の簡易水道組織への補助金は

## ▼協議第40号 教育関係事業の取扱い (その3

ありました。 次のとおり取り扱うものとして、提案が

■各種大会等



どは、合併特例区の事業として実施しま 富合町の町内駅伝大会や町民体育祭な

- ■各種体育施設
- ■公民館の運営
- ■公民館使用料

併特例区の管理施設とします。 富合町の体育施設や公民館施設は、 合

本市の使用料を基に統合します。ただし、 富合町の施設の使用料は、合併時に熊

> 免・免除(現行どおり)の取り扱いとし 富合地区の住民は、合併特例区の間は減

- ■公民館学級
- ■成人式

特例区の事業として実施します。 富合町の公民館学級や成人式は、 合併

- を行います。 先行予約(通常より1か月前に予約開始) 日を富合地域の運動施設に限り、5年間 ただし、富合地区の住民は予約受付開始 運動施設予約・案内システム 合併時に熊本市の制度に統合します。
- ■学校施設一般開放管理業務



合します。また、開放に必要な管理人の 配置を行います 合併時に熊本市の開放時間・料金に統

例:運動場夜間開放料金(照明料金含む) 富合町 熊本市 午後了時30分~9時30分 午後8時~10時 3、200円 (2時間) 700円 (2時間)

- ■図書館の施設管理運営
- ■図書の管理等

は、合併特例区の管理施設・事業とします。 富合町の図書館施設や図書の管理など

■図書館のサービス

送貸出など、熊本市の制度に統合します。 インターネット予約や移動図書館、郵

- ■文化協会

特例区の管理団体とします。 富合町の体育協会・文化協会は、合併

■PTA連合会他公共団体

は、随時調整を図っていきます。 ただし、熊本市の団体との統合について ただし、熊本市の団体との統合した年度 ■PTA連合会他公共団体への補助金 合併後、5年間は現行のままとします。

- で補助金は廃止します。 ■少人数学級 合併後、5年間は現行のままとします。
- 度から富合小学校(3・4年生)に教職 員を配置します。 熊本市のみの事業であり、合併の翌年

# ▼協議第42号 その他の事業の取扱い (その2)

ありました。 次のとおり取り扱うものとして、提案が

- ■町内自治会活動支援事業
- 統合します。 内自治会制度に移行後、 ■地域コミュニティセンター運営・建設 熊本市のみの事業であり、富合町が町 熊本市の制度に
- ■行政広報施設補助金



します。 施設補助については、新市において検討 内自治会制度移行後の富合町マイク放送 では、現行のままとします。ただし、町 富合町が町内自治会制度に移行するま